

議員提出議案第16号

議案第136号「琴浦町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」に対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年12月27日 提出

提出者	琴浦町議会議員	手嶋正巳
賛成者	同	井木裕

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第 136 号「琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」に対する附帯決議

議案第 136 号「琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」に対する附帯決議を次のように付する。

本議案は、令和 5 年 12 月 19 日に職員に懲戒免職処分を行った事案を踏まえ、町長の給料を令和 6 年 1 月の 1 ヶ月間、給料月額 10% である 8 万 2 千円を減ずるものであるところ、国や県への返納額が未確定な中で提案されたもので、減額幅もさることながら、これにより琴浦町民に与えた負の影響が払拭される保証もない。

よって、琴浦町として被害の精査を行い、再発防止に向け適切な方向性を得られるように一層の努力をすべきであることを表するとともに、今後、下記の事項を強く要望する。

記

1. 被害の全容解明を進めるとともに再発防止に向け然るべき処置を行うこと
2. 国や県への返納額確定後に再度、処分を検証すること

以上決議する。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

鳥取県琴浦町議会